

第 17 期
全 員 初 協 議 会



日時：平成 31 年 2 月 5 日(火)
午前 10 時～

場所：全 員 協 議 会 室

亀 岡 市 議 会

全員初協議会 次第

I 開会

II あいさつ、紹介

- 1 年長議員あいさつ
- 2 議員紹介（自己紹介）
- 3 市長あいさつ
- 4 議会事務局職員紹介

III 内容

- 1 議会の成立と初議会について
- 2 初議会開催までの議会運営について
 - (1) 全員初協議会
 - (2) 会派の結成
 - ①会派結成届の提出 2月6日（水）午後4時まで
 - ②幹事選出 会派所属議員の比例按分による
 - ③議員控室 初幹事会協議事項
 - (3) 初幹事会・会派会議
 - 初幹事会日時 2月8日（金）午前10時～（通知文は省略）
 - 会派会議日時 〃 午後1時30分～
- (初幹事会協議事項)
 - ①会派結成について
 - ②議員控室について

- ③議席について
- ④常任委員の選任について
- ⑤議会運営委員の選任について
- ⑥一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の選出について
- ⑦審議会委員等について
- ⑧議会選出監査委員について
- ⑨広報広聴会議について
- ⑩特別議会について
- ⑪役員の任期申合せについて
- ⑫亀岡市議会議員団規約について

3 初議会について

(1) 招集

- 招集告示 2月 6日 (水)
- 2月特別議会 2月13日 (水) [幹事会10:00から]
- 年長議員から招集通知

(2) 初議会の議事

- ①臨時議長
- ②議席、仮議席 (議席届提出：2月8日(金)午後5時まで)
- ③議長・副議長選挙
- ④会議録署名議員
- ⑤会期
- ⑥一部事務組合議会及び広域連合議会議員の選挙

(3) 委員の選任

- ①常任委員
- ②議会運営委員 (委員報告：2月8日(金)午後5時まで)
- ③広報広聴会議委員

4 その他

- (1) 議会関係例規、先例等について
議会提要 (配付資料)

(2) 議員研修について

①新議員研修

<市施設視察> 2月14日(木) 午前9時から
(午前8時50分市役所玄関前集合)

<一般質問・議案審査> 2月19日(火) 午前10時から
(第3委員会室)

②議員団研修(全議員)

3月1日(金) 午後1時30分～3時30分(全員協議会室)

テーマ: 地方議会をめぐる状況と議会力の向上

講師: 駒林 良則氏(立命館大学法学部教授)

(3) 第17期議員記念写真撮影について

2月13日(水) 午後5時ごろ

(4) 議会だより臨時号の発行について

(5) 各会議への出席について

(6) 携帯電話等について

(7) 兼業禁止について

(8) 議員団費について

(9) 提出書類(提出期限)等について(別紙)

1 議会の成立と初議会について

一般選挙後、当選した議員によって議会が成立します。しかし、議会が法律上の権限を有効に行使するためには、招集により会期が始動していなければならず、また、議事を進める議長、副議長、議席、常任委員会などが決定されていなければなりません。このように議会を有効に運営できるようにするため、またいつ議案が出てきてもよいように体制を整えるための会議を開く必要があります。そのための議事を初議会と言います。市議会では初議会を一般選挙後できるだけ早い時期に招集し、議会としての体制を整えることが責務です。

2 初議会開催までの議会運営について

(1) 全員初協議会

初議会を開催するため、また、今期の議会を運営していくうえで、まず議員間で協議する場が必要となります。亀岡市議会では、これを全員初協議会としています。

【先例・申合せ】

205 一般選挙後最初の議会までに、全員協議会を開催するのが例である。

○全員協議会は、年長の議員が座長となり、議員の自己紹介、市長のあいさつ、議会事務局職員の紹介を行い、その後、初議会の運営について協議する。

(2) 会派の結成

会派とは、当該議会で同じ政策や市政に対する考えを持つ集団のことをいいます。亀岡市議会では、幹事会・幹事長会規程及び先例・申合せにより、3人以上の議員で結成された団体としています。会派が結成されると、その代表者が名称や所属議員を議長に届け出ることになっています。なお、一般選挙後の議長選挙前は議会事務局長あてに届け出ることになっています。

【議会基本条例】

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

【議会基本条例運用基準】

2 会派の果たすべき役割

条例第5条第2項に規定する会派の活動においては、次の各号に掲げる役割を果たすものとする。

- (1) 議員の活動（条例第4条に規定する活動）を支援すること。
- (2) 議会の政策形成（政策立案及び審議・審査等）に資するための調査研究に努めること。
- (3) 必要に応じて会派間で調整を行い合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。

【幹事会・幹事長会規程】

第7条 この規程において、会派とは3人以上の議員により議会内に結成された議会活動を同じくする議員の団体をいう。

2 前項の会派を結成したときは、会派の代表は、その会派名、構成員の氏名及び幹事長、幹事の氏名を議長に届け出るものとし、その届け出事項に異動を生じたときも同様とする。

(3) 初幹事会・会派会議

幹事会（会派代表者会議）は、各会派間の意見を協議するための会議です。議長や副議長、各委員会が決まっていない一般選挙後初めての議会では、年長議員の通知により初幹事会を開催し、初議会の運営等について協議します。

【先例・申合せ】

6 一般選挙後最初の議会までの諸会議のうち全員協議会（初全員協議会）及び初幹事会の開催通知は、年長の議員をもって通知するのが例である。

確認事項 ⇒ 幹事会・幹事長会規程

【先例・申合せ】

201 幹事会、幹事長会規程については、前期の規程をもとに、一般選挙後の全員初協議会で確認するものとする。

亀岡市議会幹事会・幹事長会規程

平成6年12月22日（幹事長会決定）

（設置）

第1条 議会の各会派間の意見調整等について協議するため、亀岡市議会に幹事会及び幹事長会を置く。

（協議事項）

第2条 幹事会・幹事長会において協議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会派に関する事。 (2) 人事に関する事。
- (3) 各種委員の選出に関する事。 (4) 議員団に関する事。
- (5) 慶弔に関する事。
- (6) 議決を要しないもののうち、市政上特に重要な事項に関する事。
- (7) その他必要と認めた事。

（組織）

第3条 幹事会は、正副議長及び各会派の幹事長、幹事をもって構成し、幹事長会は、正副議長及び各会派の幹事長をもって構成する。

2 前項の幹事会における幹事（幹事長を含む。）の数は、10人以内とし、会派所属議員数に按分して割り当てる。

（会議）

第4条 幹事会及び幹事長会は、議長が招集する。

- 2 会議に座長を置き、議長がこれにあたる。
- 3 会議は、全会派の出席がなければこれを開くことができない。
- 4 議事は、出席幹事の過半数をもって決定する。

（代理者の出席）

第5条 幹事長及び幹事が事故のため幹事会及び幹事長会に出席できないときは、その会派に属する議員の中から代理者を出席させることができる。

（決定事項の報告）

第6条 幹事会及び幹事長会において協議決定された事項で特に重要なものは、議長が全員協議会において報告するものとする。

（会派の決定）

第7条 この規程において、会派とは3人以上の議員により議会内に結成された議会活動を同じくする議員の団体をいう。

2 前項の会派を結成したときは、会派の代表は、その会派名、構成員の氏名及び幹事長、幹事の氏名を議長に届け出るものとし、その届け出事項に異動を生じたときも同様とする。

（補則）

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会が決める。

附 則 この規程は、平成7年2月5日から施行する。

附 則 この規程は、平成11年2月17日から施行する。

決定事項 ⇒ 会派に属さない議員の幹事会の取扱い

【先例・申合せ】

203 会派に属さない議員の幹事会の取扱いについては、全員初協議会で協議し、決定するものとする。

○第11期、13～16期における会派に属さない議員の取扱いは、会派を結成しない議員が2人以上のときは、連絡員として1名が幹事会に出席できる。

(平成7年2月、平成15年2月、平成19年2月、平成23年2月、平成27年2月)

○連絡員は幹事会において発言しようとするときは、議長の許可を得て発言することができる。

(平成7年2月、平成15年2月、平成19年2月、平成23年2月、平成27年2月)

【先例・申合せ（申合せ事項）】

〔2〕 議員控室

1 議員控室は、幹事会において協議し、会派ごとに割り当て、控室の使用に当たっては次のとおりとする。

(1) 控室は、会派会議、議員の応接、研修等議会活動を行うために使用する。

(2) 控室は、議員以外の者の常駐は禁止し、政党の事務室化は避ける。

(3) 控室の開閉は、所属会派議員の出退者が事務局に連絡して行うものとする。（控室の鍵は事務局で保管）

(4) 控室は、庁舎管理規則に従い、執務時間中の使用を原則とし、事務局長は、幹事長若しくは幹事とともに、火気取締等その任に当たる。

(5) 会派控室設置の電話、パソコン等の維持管理費は会派で負担するものとする。

(6) その他必要な事項については、議長が幹事会に諮り、決定するものとする。

3 初議会について

(1) 招集

招集とは、議会が活動を開始する前提として、議員に対し、一定の期日に一定の場所（議場）へ集合することを要求する行為です。招集によって議員が議場に集まることにより、初めて議会としての具体的な活動能力を取得することになります。

【亀岡市議会定例会条例】

亀岡市議会定例会招集の回数は、毎年1回とする。ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年2回とする。

【亀岡市議会定例会の招集時期を定める告示】

亀岡市議会の定例会は、議員の任期満了による一般選挙が行われない年は6月に、議員の任期満了による一般選挙が行われる年は2月及び6月に招集するのを常例とする。

【先例・申合せ】

- 4 一般選挙後最初の議会は、2月から3月末までを会期として、市長が招集する。
- 7 一般選挙後最初の参集通知は、年長の議員の名で行う。

(2) 初議会の議事

- 1 臨時議長（年長議員）の紹介
- 2 開会宣言
- 3 仮議席の指定
- 4 議長選挙
 - ・投票
 - ・立会人の指名、立ち会い
 - ・開票
 - ・投票結果報告
 - ・当選告知
 - ・議長あいさつ（当選承諾）
 - ・議長席交替
- 5 議席の指定
- 6 会議録署名議員指名
- 7 会期決定
- 8 副議長選挙
 - ・投票
 - ・立会人の指名、立ち会い
 - ・開票
 - ・投票結果報告
 - ・当選告知
 - ・副議長あいさつ（当選承諾）

- 9 市長あいさつ
- 10 理事者の紹介
(議第1号議案 委員会条例改正)
- 11 常任委員会・議会運営委員会委員選任報告
- 12 京都中部広域消防組合議会議員選挙
- 13 国民健康保険南丹病院組合議会議員選挙
- 14 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 15 京都地方税機構議会議員選挙
- 16 亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員選挙

【先例・申合せ】

31 理事者の紹介は、一般選挙後最初の議会及び人事異動が行われた次の議会で行うのが例である。

① 臨時議長

臨時議長とは、議長・副議長・仮議長選挙において、臨時に議長の職務を行う者のことです。通常は年長議員がその職務を行うこととなっています。

【地方自治法】

第107条 第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙（※議長・副議長選挙）を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

② 議席、仮議席

議席とは議員が議場で会議を行う際に着かなければならない席のことです。一般選挙後最初の本会議で議長により定められますが、議長を選出するまでの間、臨時議長が指定する議席のことを仮議席と言います。また、本会議中はみだりに席を離れることはできません。

【会議規則】

第4条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

第154条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

【先例・申合せ】

12 議席は、会派別に区画割当てに基づき定める。

- 幹事会で、会派の区画割当てを決定し、それに基づき各会派内で調整する。会派区画割当て決定時に、会派に属さない議員も割り当てる。

③ 議長・副議長選挙

議会において議長、副議長の選挙は、議会運営に必要不可欠であり、他の全ての案件に先立ち行われなければならないものです。本市議会では、立候補者の所信表明を行っています。

【地方自治法】

第 103 条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。

【先例・申合せ】

48 議長及び副議長の選挙は、投票により行うのが例である。

49 本会議で選挙を行う前に、所信表明を行うことを例とする。

- 平成 21 年 2 月から実施した。
- 立候補者が 1 人であっても、所信表明を行った例がある。

④ 会議録署名議員

会議録署名議員とは、地方自治法第 123 条を根拠とし、議会の会議録に議長とともに署名する者として、議会において指名された 2 人以上の議員のことです。亀岡市議会では先例・申合せにより副議長、臨時議長、仮議長も署名することとしています。

【地方自治法】

第 123 条第 2 項 会議録が書面をもつて作成されているときは、議長及び議会において定めた 2 人以上の議員がこれに署名しなければならない。

【先例・申合せ】

135 議長・副議長のほか、臨時議長及び仮議長は、会議録署名議員とともに会議録に連署する。

136 会議録署名議員は、1 議会期間 2 名とし、議会期間初日の会議の初めに議長が指名し、議会期間ごとに署名するのが例である。

- 会議録署名議員は、一般選挙後の最初の議会で決定した議席の順序により同会派をさけて 2 名を指名することを例とする。
- 会議録署名議員が会議を欠席したときは、補充議員を指名する。

⑤ 会期

議会が法律上有効に活動できる期間のことを会期といいます。亀岡市議会では平成30年6月から通年議会を導入しています。平成31年亀岡市議会定例会の会期は、平成31年2月13日から3月25日までの41日間の予定ですが、詳細は、初幹事会にて内定します。

【通年議会の運用に係る申合せ】

2 会期

- (1) 定例会の会期は、6月から翌年の3月までとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了日の属する年度の会期は、6月から2月までとし、議員の任期満了後の初議会の会期は2月から3月までとする。

【先例・申合せ】

15 会期は、「本日から 月 日までの 日間」又は「本日1日」という定め方をするのが例である。

○会期は、招集日から起算し、休会日も会期に算入する。

⑥ 一部事務組合議会議員及び広域連合議会議員の選挙

一部事務組合とは、普通地方公共団体がその事務の一部を共同で処理するために設ける地方公共団体の組合のことです。本市議会から関連する一部事務組合の議会議員を選出しているのは、〔1〕京都中部広域消防組合議会、〔2〕国民健康保険南丹病院組合議会、〔3〕亀岡市及び南丹市財産区組合議会の3つです。

また、広域連合とは、都道府県や市町村等が、区域を越えて、広域的に事務を処理するために設ける団体です。本市議会から関連する広域連合の議会議員を選出しているのは、〔4〕京都府後期高齢者医療広域連合議会と〔5〕京都地方税機構議会の2つです。

〔1〕京都中部広域消防組合議会…5人

【同組規約】

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は10人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

亀岡市 5人 南丹市 3人 京丹波町 2人

2 組合議員は、関係市町の議会の議員のうちから選挙する。

3 組合議員に欠員を生じたときは、その組合議員の属する市町において直ちに後任を選挙しなければならない。

【先例・申合せ】

51 京都中部広域消防組合議会議員、国民健康保険南丹病院組合議会議員、亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員並びに京都地方税機構議会議員の選挙は、一般選挙後最初の議会で議長の指名推選により選挙するのが例である。

〔2〕国民健康保険南丹病院組合議会…3人

【同組規約】

第5条 国民健康保険南丹病院組合議会(以下「組合議会」という。)の議員の定数は9人とし、第2条に掲げる各市町の副市町長3人並びに市町の議会から選出する議員6人をもって充てることとし、亀岡市議会の議員の中から選出する者3人、南丹市議会の議員の中から選出する者2人、京丹波町議会の議員の中から選出する者1人とする。

【先例・申合せ】

51 京都中部広域消防組合議会議員、国民健康保険南丹病院組合議会議員、亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員並びに京都地方税機構議会議員の選挙は、一般選挙後最初の議会で議長の指名推選により選挙するのが例である。

〔3〕亀岡市及び南丹市財産区組合議会…1人

【同組規約】

第5条 組合の議会の議員(以下議員という。)の定数は8名とし、次のとおり選出する。

亀岡市 4名 南丹市 4名

2 前項の議員は、それぞれの市議会の議員の中から選挙された者各1名、関係財産区管理委員会委員の中から選挙された者各3名をもってこれに充てる。

【先例・申合せ】

51 京都中部広域消防組合議会議員、国民健康保険南丹病院組合議会議員、亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員並びに京都地方税機構議会議員の選挙は、一般選挙後最初の議会で議長の指名推選により選挙するのが例である。

52 亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員は、東本梅町又は最寄りの出身議員より指名推選するのが例である。

〔4〕京都府後期高齢者医療広域連合議会…1人

【同広域連合規約】

第8条 広域連合議員は、関係市町村の議会において、当該関係市町村の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数とする。

(1)京都市 4人 (2)宇治市 2人

(3)前2号に掲げる市以外の市町村 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条第1項から第4項までの例による。

【先例・申合せ】

51 京都中部広域消防組合議会議員、国民健康保険南丹病院組合議会議員、亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員並びに京都地方税機構議会議員の選挙は、一般選挙後最初の議会で議長の指名推選により選挙するのが例である。

〔5〕京都地方税機構議会・・・1人

【同税機構（広域連合）規約】

第8条 広域連合議員は、構成団体の議会において、当該構成団体の議会の議員のうちから選挙する。

2 前項の規定により選挙する広域連合議員の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

(1)京都府議会議員 6人 (2)宇治市議会議員 2人

(3)前号に規定する市以外の各市町村の議会議員 1人

3 第1項の選挙については、地方自治法第118条の規定の例による。

【先例・申合せ】

51 京都中部広域消防組合議会議員、国民健康保険南丹病院組合議会議員、亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員並びに京都地方税機構議会議員の選挙は、一般選挙後最初の議会で議長の指名推選により選挙するのが例である。

(3) 委員の選任

① 常任委員

常任委員会とは、議会が当該地方公共団体の事務に関する調査や議案、請願等の審査を行うため、条例で定め常設する委員会のことです。本市議会では条例で、総務文教・環境厚生・産業建設の3つの常任委員会を設置し、委員の任期は2年としています。

(地方自治法)

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

【委員会条例】

第1条 議会に常任委員会を置く。

第2条 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。ただし、議長は、常任委員とならないものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

総務文教常任委員会 8人

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 議会事務局の所管に属する事項 | (2) 市長公室の所管に属する事項 |
| (3) 企画管理部の所管に属する事項 | (4) 生涯学習部の所管に属する事項 |
| (5) 総務部の所管に属する事項 | (6) 会計管理室の所管に属する事項 |
| (7) 教育委員会の所管に属する事項 | (8) 監査委員の所管に属する事項 |
| (9) 他の常任委員会の所管に属さない事項 | |

環境厚生常任委員会 8人

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 環境市民部の所管に属する事項 | (2) 健康福祉部の所管に属する事項 |
| (3) 市立病院の所管に属する事項 | |

産業建設常任委員会 7人

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| (1) 産業観光部の所管に属する事項 | (2) まちづくり推進部の所管に属する事項 |
| (3) 上下水道部の所管に属する事項 | (4) 農業委員会の所管に属する事項 |

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任とする。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が指名する。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

【先例・申合せ】

139 常任委員の選任については、あらかじめ幹事会で内定した後、議会運営委員会に諮り、議長が指名する。

○委員の選任は、あらかじめ幹事会において各会派へ委員会所属人数の比例配分を行い、それに基づく委員予定者名簿の報告に基づき、必要があれば委員の調整を行い内定の後、議会運営委員会に諮り議長が指名する。

② 議会運営委員

議会運営委員会とは、円滑な議会運営を行うため、協議し意見調整を行う場として設置される委員会のことです。本市議会では条例で議会運営委員の任期は、常任委員と同じく2年としています。

【地方自治法】

第109条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

3 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- (1) 議会の運営に関する事項
- (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- (3) 議長の諮問に関する事項

【委員会条例】

第3条の2 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、8人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定（常任委員会）を準用する。

【先例・申合せ】

144 議会運営委員選任については、あらかじめ幹事会で内定した後、議会運営委員会に諮り、議長が指名する。

③ 広報広聴会議委員

【先例・申合せ】

195 広報広聴会議を次のとおり設置する。

<会議の目的>

議会に対する市民の理解と関心を高め、市民の意見を市政に反映させるための効果的かつ機動的な広報広聴活動を行うことを目的とする。

【亀岡市議会広報広聴会議規程】

(所掌事項)

第2条 広報広聴会議は、次に掲げる事項の協議又は調整を行う。

- (1) 議会報の発行計画、掲載事項及び編集に関すること。
- (2) インターネットによる議会の情報発信に関すること。
- (3) 議会報告会及び意見交換会の企画、運営並びに聴取した意見等の整理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会の広報及び広聴に関すること。

(組織及び委員)

第3条 広報広聴会議は、各常任委員会の副委員長及び各会派から選出された議員をもって構成するものとし、9人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、議長の指名により選任する。

3 委員の任期は、常任委員の任期の例による。

(委員長及び副委員長)

第4条 広報広聴会議に委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長の選出は、委員の互選により定める。
- 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。

(部会の設置等)

第6条 広報広聴会議に、広報部会及び広聴部会(以下「部会」という。)を置く。

- 2 部会の所掌事項は、第2条各号に掲げる事項のうち委員長が会議に諮り指定する事項とする。
- 3 部会は、委員長が指名した副委員長及び委員をもって組織する。
- 4 部会には部会長及び副部会長1人を置くものとし、部会長は、副委員長をもって充て、副部会長は、部会に属する委員の互選により定める。
- 5 部会は、部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 部会は、その所属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 その他

(1) 議会関係例規、先例等について

(2) 議員研修について

(3) 第17期議員記念写真撮影について

(4) 議会だより臨時号の発行について

決定事項 ⇒ 議会だより臨時号の発行

【先例・申合せ】

197 臨時会若しくは特別議会が行われた場合又は議会の構成を変更した場合は、幹事会の決定により「かめおか市議会だより」臨時号を発行する例がある。

○発行した「かめおか市議会だより」臨時号は、市内の各世帯及び必要と認める機関等に無料で配布する。

(5) 各会議への出席について

(6) 携帯電話等について

【先例・申合せ】

131 本会議場でパソコン等を持ち込み使用する場合は次のとおり行う。

- (1) パソコン等の使用目的は会議に関する資料の閲覧及び簡易なメモ書き等とする。
- (2) 外部通信をしてはいけない。

○平成 23 年 5 月 24 日議会運営委員会決定

178 委員が委員会で携帯端末、パソコン等を持ち込み使用する場合は次のとおり行う。

- (1) 使用用途は会議に関する資料の閲覧、情報の検索及び簡易なメモ書き等とする。
- (2) インターネット接続は会議に必要な範囲で行い、会議中に会議内容等を外部発信してはならない。
- (3) 委員長が、委員の情報端末、パソコン等の使用に関し問題があると判断したときは持ち込みを禁止する。

○平成 23 年 5 月 24 日議会運営委員会決定

○平成 24 年 8 月 28 日議会運営委員会決定によりインターネット接続ができることとした。

(7) 兼業禁止について

【地方自治法】

第 92 条の 2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(8) 議員団費について

決定事項 ⇒ 議員団費の引き落とし

【議員団規約】

第3条 この会の経費は、議員の会費その他の収入をもって充てる。

2 会員の会費は、毎月 2,000 円とし、その月の報酬から徴収する。ただし、経費が不足するときは、特別会費を徴収することができる。

(9) 提出書類（提出期限）等について

資料 2

2月8日（金）開催 初幹事会への各会派の出席人数について

会派人数	出席者
3人	1人
4人	1人
5人	2人
6人	2人
7人	2人
8人	3人
9人	3人
10人	3人
11人	4人
12人	4人

※ 会派人数を「3」で割って四捨五入

会派に属さない議員について（16期）

- ・ 2人以上のときは、連絡員として1人出席できる。
（1人のとき又は2人以上で連絡員を出さない場合は傍聴となる。）
- ・ 連絡員は議長の許可を得て発言することができる。

亀岡市議会議員団規約

平成3年3月26日

幹事会決定

(目的)

第1条 この会は、議員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 この会は、亀岡市議会議員全員をもって組織する。

(経費)

第3条 この会の経費は、議員の会費その他の収入をもって充てる。

2 会員の会費は、毎月2,000円とし、その月の報酬から徴収する。ただし、経費が不足するときは、特別会費を徴収することができる。

(贈供金品)

第4条 慶祝弔慰のための贈供金品は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------------|----------------|
| (1) 会員慶事 | 10,000円 |
| (2) 死亡 | |
| ア 会員 | 100,000円 (檜1対) |
| イ 配偶者 | 50,000円 |
| ウ 会員の父母子 (同一世帯) | 30,000円 |
| エ 会員家族 (同一世帯) | 20,000円 |
| (3) 病气 (2週間以上の入院の場合) | 10,000円 |

2 前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、議長が会員に諮り支出することができる。

(返礼)

第5条 前項の贈供を受けた者は、その返礼はしないものとする。

(各種交際等)

第6条 議会全体の交際及び議員相互の親睦等に関しては、議長が幹事会に諮って決める。

(事務の取扱い)

第7条 この会の事務は、議長の命により市議会事務局長が取扱う。

(報告)

第8条 この規約の経費の収支については、毎会計年度末に議長がこれを報告する。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、幹事会が決める。

附 則

この規約は、平成11年2月15日から施行する。

平成11年2月15日 幹事会了承

平成15年2月14日 幹事会了承

平成19年2月15日 幹事会了承

平成23年2月15日 幹事会了承

平成27年2月12日 幹事会了承

第17期議員配付物及び提出日等一覧

	配付物	対象議員	配付日	提出締切日
1	市議会手帳	新・元議員	2月1日	—
2	地域防災計画	〃	会派結成後	—
3	連絡先電話番号等届	〃	2月1日	2月5日
4	議員電話番号等事前調査票	〃	1月28日	1月28日
5	給与所得者の扶養控除等 (異動)申告書	〃	1月28日	1月31日
6	駐車証(整理券)	〃	2月1日	—
7	新議員研修通知文	〃	1月28日	—
8	報酬・旅費振込依頼書	全議員	1月28日／2月5日	2月1日／5日
9	引き去り依頼書 (会派積立金引き去り依頼書)	全議員	2月5日 (2月8日)	2月5日 (2月13日)
10	通勤車届	全議員	2月1日／5日	2月5日
11	会議出席費用弁償に係る 距離届	新・元議員	2月1日	〃
12	印鑑保管委任届	全議員	2月1日／5日	〃
13	認印(事務局保管用)	新・元議員	—	〃
14	履歴書	全議員	2月5日	2月13日
15	議員章	〃	〃	—
16	議員証	〃	〃	—
17	議会提要	〃	2月1日／5日	—
18	図書目録	〃	2月5日	—

1月28日: 当選証書交付式

2月 1日: 新議員事務打合せ会議

2月 5日: 全員初協議会

2月13日: 2月特別議会

※その他配付: 事務用品、手提げ袋

〔亀岡市議会議席配置図〕

	議事調査係長	行政委員会 委員長等	総務課長	議会議務局次長
	上下水道部長	病院管理部長		産業観光部長
事業担当部長 まちづくり推進部	まちづくり 推進部長	病院事業管理者	教育部長	教育長

議 長	議 長
--------	--------

演壇

--

財政課長	企画管理部 地方創生担当部長			健康福祉部 子育て支援担当部長
------	-------------------	--	--	--------------------

企画管理部長	総務部長	生涯学習部長	環境市民部長	健康福祉部長
--------	------	--------	--------	--------

桂川市長 かつらがわ	石野副市長 いしの		市長公室長	会計管理室長
---------------	--------------	--	-------	--------

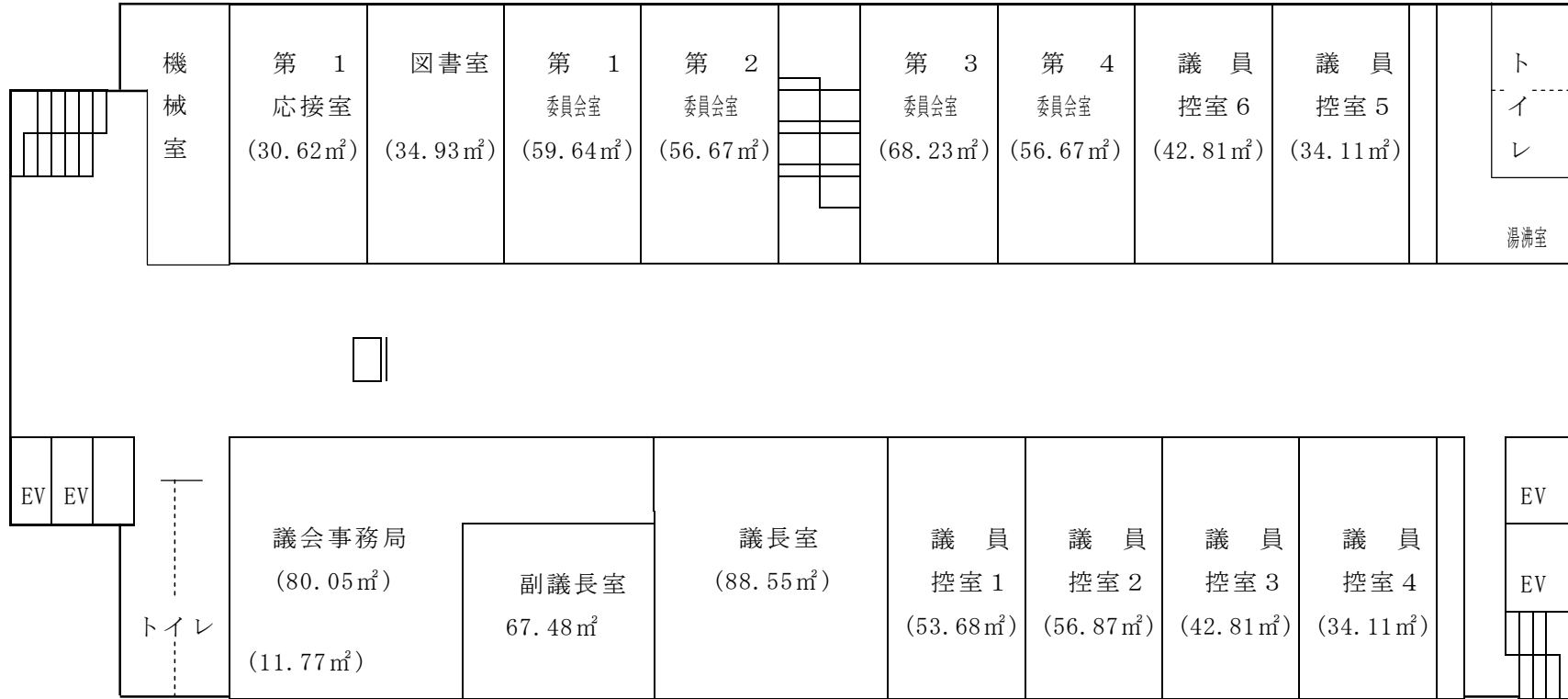
7	6	5	空席	一問一答	空席	4	3	2	1
17	16	15	14	13	12	11	10	9	8
26	25	24	23	22	21	20	19	18	空席

記者席									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

傍聴席									
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

入口

議 会 棟 配 置 図 (7F)



資料 6

亀岡市議会審議会委員等選出表（H31.2現在）

役 職 名	任期	定数 (人)	選 出 区 分 (人)	選 出 区 分 (人)		
				総務文教	環境厚生	産業建設
京都中部広域消防組合議会議員	議員の任期	5	議長	4		
国民健康保険南丹病院組合議会議員	議員の任期	3	議長		2	
亀岡市及び南丹市財産区組合議会議員	議員の任期	1	東本梅町又は最寄りの出身議員			
京都府後期高齢者医療広域連合議会議員	議員の任期	1	議長			
京都地方税機構議会議員	議員の任期	1	議長			
亀岡市防災会議委員	2年	4	議長	①	①	①
亀岡市交通安全対策協議会委員	2年	1	議長			
亀岡市都市計画審議会委員	2年	5				5
亀岡市人権啓発推進協議会幹事	1年	2	議長	①		
京都丹波基幹交通整備協議会委員		9	議長 副議長			全員
国道477号整備促進期成同盟会会員及び 国道477号改修促進期成同盟会会員	2年	1	議長			
[マイタウンかめおか・街づくり市民の会]		6	議長、副議長、各会派1名			

○印 委員長あて職